

(仮称)高湯温泉太陽光発電所に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
騒音・振動 大気	<p>工事用車両のルート沿道には、小学校があるので、沿道での騒音・振動・大気汚染による影響を調査し、影響を予測・評価の上、必要があれば適切な対策を講じること。</p> <p>また、児童の生命を守るため、工事用車両の通行時間帯について検討し、適切な対応を取ること。</p>	農林整備課 環境課
人と自然との触れ合いの活動の場 動物 大気	<p>工事関係車両の主要な交通ルートとなっている県道は、通称フルーツライン及びスカイラインと呼ばれており、福島市の代表的な果物の産地であると同時に重要な観光資源である。</p> <p>工事車両の通行においては、農作業・観光シーズンの交通量に影響を与えるか調査し、評価した上で、該当する時期や時間帯を避けるなど適切な対応を取ること。</p> <p>また、立木の伐採等や工事車両の通行により発生する粉じんが、花粉交配の時期に影響を与えるか調査・評価・検討すること。</p>	農業委員会

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
景観	<p>「吾妻連峰」は、市内の至るところから眺望できる市民共有の重要な景観資源である。</p> <p>そのためにも、視点場を5km圏内に限定せず、福島駅西口、渡利の花見山、主要な幹線道路等に加え、そこからの見え方については、フォトモンタージュ等(景観シミュレーション)を活用し、眺望への影響やパネルの反射による影響を詳細に検討するよう求める。</p> <p>特に、評価準備書においては、シミュレーション結果を地点ごとにどのように見えるのかを図示し、事業による影響と対策手法・効果が分かり易いものとなるよう努めること。</p> <p>また、地域住民だけではなく広く市民から十分な合意形成が図れるよう事業の周知に努めること。</p>	都市計画課 環境課
動物 生態系	<p>生態系の調査については、対象事業実施区域を行うこととし、イノシシ、クマ、サル等の有害獣については、個体調査を実施し、行動範囲を確認すること。</p> <p>また、事業区域をフェンスで囲む場合には締め出された有害獣が、東側農地や民家に影響を与えるおそれについて調査し、適切な対策を講じること。</p>	農業委員会

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
<p>大気</p>	<p>施工中・施工後の施設の破壊、粉じんの発生、土砂災害、水害などへの対策は、現地での気象変化に関する情報が必須である。 より正確な予測・評価と施設・周辺環境への影響を低減するため、現地での降水量、風況について、より高い頻度での調査を実施するよう、調査手法の検討を求める。</p>	<p>環境課</p>
<p>水環境</p>	<p>対象事業実施区域及びその隣接地域では、地下水等から生活用水として利用されていることから、これらに係る当該事業の実施による影響について、調査・予測・評価の必要性を検討し、検討結果を準備書に記載すること。 また、対象事業実施区域の周辺には、「福島市給水施設等条例」に規定する給水施設があることから、事業の実施について、事前に給水施設の設置者と協議を行うこと。</p>	<p>保健所 衛生課</p>
<p>水環境 土壌に係る環境 その他の環境</p>	<p>当該事業予定地は、以前より水害や土砂災害について労苦があったとのことで、当該事業により水害や土砂災害などを心配する声が寄せられている。 また、近年、各地で想定を超える局地的な降雨や台風による災害が発生している現状から、工事中または供用開始後に雨水による当該地・下流域での崩落・土砂堆積・洗掘・溢水などの水害や土砂災害による被害が懸念される。 現在の当該事業予定地への降雨時の影響について、降水量に対する影響(一例として当該地が保有している雨水の調整機能について、降水量と流下量の関係についてモデル化し、実際の調査結果と比較する。)を調査項目に選定し、調査の上、適切な予測(豪雨時の予測、事業(施工・供用)の前後での降雨に対する流況の変化)、評価を行い十分な対策(調整池・沈砂池等の設置・土砂災害防止・管理計画)を検討し準備書・評価書に反映すること。 また、調査対策にあたっては、地元関係者、関係機関へ十分な説明と協議を行い地域住民の不安解消に努めること。</p>	<p>農業企画課 農林整備課 河川課</p>

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	提出課
総括的事項	<p>本市が有する豊かな自然環境は市民にとってかけがえのない財産であり、次世代へ守り継ぐべき大切な宝である。</p> <p>当該事業が周辺の自然環境や生態系に修復不可能な影響を与えることが予見される場合、事業の実施は容認しかねる。</p>	環境課
	<p>事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。</p>	関係各課共通
	<p>事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。</p>	

3 防災上の意見、指導、その他協議すべき事項

その他	福島市の意見	提出課
防災上の意見・協議・指導事項について	<p>太陽光発電施設で、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、屋内的用途に供しないものは建築物に該当しないため、開発許可は不要となりますが、付属する管理施設及び変電施設で建築物に該当するものを設置する場合に、区画、形の変更が伴う場合は、事前に開発建築指導課と協議をすること。</p>	開発建築指導課
	<p>当該施設の火災危険性には、落雷などの自然現象やたばこの投げ捨て等人的失火があります。</p> <p>極力火災リスクをなくすために雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施すること。</p>	消防本部警防課
	<p>ソーラーパネル火災は、消防活動上感電事故の二次災害の危険性があることから、メンテナンス委託業者が有事の際現場にいち早く到着し、消防活動に協力できる体制をとること。(遮光シートの準備等)</p>	
	<p>排水計画について、災害防止対策も含めて協議すること。</p> <p>土砂災害防止法で指定されている箇所、すでに福島県が基礎調査を完了し土砂災害警戒区域等を公表している箇所について、その位置を確認し本事業により土砂災害が起こらないようにすること。</p>	河川課
<ul style="list-style-type: none"> ・法定外公共物(水路)上にソーラーパネル等の構造物を設置しないこと。 ・法定外公共物(水路)上に電線や管理用通路等の横断施設を設置する場合には協議すること。 ・法定外公共物(水路)等の改修を行う場合には協議すること。 ・法定外公共物(水路)の境界については、工事着手前に確定すること。 		